

# 「令和8年度新潟市食品衛生監視指導計画(素案)」 に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

「令和8年度新潟市食品衛生監視指導計画(素案)」について、結果を公表します。

## ■意見募集期間

令和8年1月9日(金曜)から令和8年2月9日(月曜)

## ■結果公表日

令和8年4月1日(水曜)

## ■広報手段

- ・市ホームページに掲載
- ・市政情報室、食の安全推進課、各区役所、各出張所、中央図書館にて資料配布

## ■ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数：1名
- ・意見数：1件
- ・案の修正：0件

## ■結果公表場所

結果は次の場所で閲覧できます。(閉庁日、休館日は除きます)

- ・市政情報室(市役所本館1階)
- ・食の安全推進課(総合保健医療センター3階)
- ・各区役所(資料の設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください)
- ・各出張所
- ・中央図書館(ほんぽーと)

## ■問い合わせ先

新潟市保健所食の安全推進課(総合保健医療センター3階)

所在地：〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

電話：025-212-8226 FAX：025-246-5673

電子メール：shokuanzen@city.niigata.lg.jp

## 「令和8年度新潟市食品衛生監視指導計画（素案）」に対する パブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する 市の考え方	案の 修正
1	全体	<p>HACCP 導入による衛生管理の徹底と食中毒防止は重要だが、過度な衛生基準が化学物質残留につながる恐れがあると考えます。特に食品業界では、洗剤や柔軟剤に含まれる香料の移香による問題もあると考え、環境や健康への配慮を求めます。食に携わる全ての人の無香料化についての周知・啓発を求めます。</p>	<p>本計画では、食品衛生法、食品、添加物等の規格基準等に基づいて、衛生指導を行うことにより、食の安全性の確保を図ります。</p> <p>香料等により体調不良を訴える方々がいることについては、これまでと同様に周知・啓発に努めますが、本計画内での位置づけについては予定しておりません。</p>	無